

## ⑱妊婦に対する健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

図表 妊婦に対する健康診査の量の見込みと確保方策

(単位：人回（年間人数）)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	660	656	653	655	663
確保方策	660	656	653	655	663

## ⑳産後ケア事業

出産後1年までの母子の生活を支援するため、母子のケアや育児サポート（授乳の仕方・沐浴・育児相談等）を行う事業です。

図表 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日（年間延人数）)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	134	134	133	133	135
確保方策	134	134	133	133	135

## ㉑乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業とは、保育所等の施設において、保育所等に入所していない満3歳未満の児童に適切な遊びや生活の場を与えると同時に、当該児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、面談や子育てに関する情報提供、助言その他の援助を行う事業です。